

## 再任用・再雇用職員・非常勤教員部ニュース

No.330  
2020.3.4

東京都公立学校教職員組合（東京教組）

再任用・再雇用職員・非常勤教員部

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 2F

TEL. 03-5276-1311 FAX. 03-5276-1312

### 安倍首相に臨時休校を決める権限はない

安倍首相が2月27日に表明した全国の小中高臨時休校要請で、全国の子ども、保護者、教員、さらに社会全体に混乱が広がっています。

そもそも首相に、休校を決める権限はありません。学校保健安全法では、第二十条で「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」、第三十一条で「学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる」と定めています。「学校の設置者」は公立校では地方公共団体を指し、教育委員会が学校の管理運営について責任を負っていますので、感染症予防のための臨時休業を決定するのは、教育委員会の権限です。また、その事務は校長に任されています。首相や文部科学省はもとより、地方公共団体の首長の権限でもありません。

1年間のまとめの期間が突然終わってしまい、子どもの生活や健康、安全に不安を残して休校措置が始まりました。教員にとっても、学習内容の未実施、時数、進路指導、成績表の作成配布、終了式・卒業式など、今後の予定も明らかにされないまま勤務することになります。

なお、文科省は臨時休校に伴う教育課程上の諸問題に関して、都道府県教委等に「標準授業時数を下回ったことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない」「通知表は法制上の作成義務はないのだから、作成・交付を今年度中に行う義務はなく、渡すのが4月以降になっても問題ない」「臨時休業等で卒業式を行わなかったとしても、学習指導要領の定めには反するものではない」「卒業証書を授与するが、授与の具体的な方法については特段の定めはない」「郵送で卒業証書を授与するといった方法も考えられます」など文科省の見解を示しています。

### 文科大臣「時間外在校等時間の上限 月45時間、年360時間」を告示

昨年12月4日、「改正給特法」が可決・成立しました。第5条と第7条が改正され、第5条では中教審特別部会が答申した「一年単位の変形労働時間制」の導入を可能にし（2021年4月から可能）、第7条では「時間外在校等時間の上限を月45時間、年360時間」とする（2020年4月から）としました。時間外勤務手当の支給という私たちの願いは実現しませんでした。

年明けの1月17日、文科大臣は、改正給特法第7条に係る指針を告示し、各地教委に通知しました。指針ではその趣旨を、学校における働き方改革が急務であり、「業務量の適切な管

理及びサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康と福祉の確保をはかるために講ずべき措置を定める」としており、サービス監督権者である教育委員会の責任を重く見えています。今後、20年4月1日法施行にむけ、各自治体には、条例を改正し、指針を参考に教育委員会規則で「上限方針」を制定することとしています。

指針では、「在校等時間」を「教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間」と定義し、勤務時間管理の対象とするとしています。ここから「勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間」と「休憩時間」を除いた時間が「時間外在校等時間」になり、月45時間以内、1年間360時間以内と上限時間が設定されています。ただし、「児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により業務を行わざるを得ない場合は、1か月100時間未満、1年間720時間以内としています。しかし、上限時間を超えて勤務させても、使用者側には罰則はありません。

教育委員会が講ずべき措置としては、ICTやタイムカード等での客観的な方法による勤務時間の管理、客観的に計測した記録の公文書としての適切な管理保存、労働基準法に基づく休憩時間や休日の確保、在校等時間が一定時間を超えた者への医師による面接指導、終業から始業まで一定時間以上の継続した休息時間の確保、連続した年次休暇の取得促進、各学校の取組状況の確認と超勤抑制のための業務量の適正化および必要な環境整備等の取組みを実施する、等を挙げています。

また、留意事項としては、本指針は上限時間まで業務を行うことを推奨する趣旨ではないこと、上限時間の範囲内とするために虚偽の記録をすることや持ち帰り業務の時間が増えることはあってはならないこととし、教育委員会に対し、持ち帰り業務の実態把握と業務縮減を求めています。虚偽の記録を許さず、持ち帰り業務の把握と記録が必要になります。法案の国会審議では、虚偽の記録や、上限時間を超えサービス監督権者が適正な業務量とするよう改善を促しても改善されない場合には、管理運営上の責任が果たせるように指導する、との文科大臣答弁がなされています。

すべての教育委員会は、今年4月（2020年度）までに、条例・規則改正を行い「上限時間」を決めなければなりません。しかし、重要なのは、時間外勤務の枠を決めることだけではありません。現場の業務量を削減させ、虚偽の記録や持ち帰り仕事の増加をさせない等その中身が大切です。また、1年後に予想される「一年単位の変形労働時間制」導入の動きに対しては、導入を絶対に許さない取組みが今後重要です。

## <部の名称が変わります>

2020年度から、地方公務員の臨時・非常勤職員に対して「会計年度任用職員制度」が導入されます。教育関係では、非常勤教員、時間講師、特別支援教室専門員、SSS（スクールサポートスタッフ）が該当します。

そこで、東京教組の再任用・再雇用職員・非常勤教員部は、2020年度より「再任用・会計年度任用職員部」と名称を変更します。昨年行われた東京教組定期大会において、規約改正（専門部の名称変更）が提案され、2月に行われた東京教組役員選挙で同時に規約改正の1票投票

が実施され、賛成多数で決定しました。

会計年度任用職員制度導入により、組合加入の対象者は増加します。退職後の様々な働き方をしていく方々に広く組合加入を呼びかけ、それぞれの職種が抱える課題についてともに考え、解決をはかっていけるよう運動をすすめていきましょう。

**《大田教組は、昨年12月12日、大田区教育委員会に対し、11項目にわたる「2020年東京オリンピック・パラリンピックの児童生徒等の観戦等についての解明要求書」を提出し、その回答書を1月30日に受け取りました》**

大田支部 森谷 憲光（世話人）

質問⑧「観戦日当日の天候、特に、気象庁が高温多湿で外出を控えた方が良くと予報を出した場合や光化学スモッグ注意報発令等の場合は、（中略）観戦中止もあり得るが、各学校の判断に任せるのではなく、教育委員会が決定すべきと考えるがどうか」に対しては、「（前略）学校判断で中止することができることを、周知してまいります」と回答しています。

このような場合、無理を承知で観戦を強行する学校が出てくるが大いに懸念されることです。そうすると、他校でもそれに追随するところが出てくるのが予想されます。

質問④「中学校の場合は、予め決められた時間内に、自宅から直接各自が競技会場に集合する方法も想定されるがどうか」に対しては、都教委は、12月10日現在、『競技会場付近での集合場所等の確保は難しい』と回答しています。東京2020大会は、大変混雑が予想され、会場に到達できないことや、事件・事故に遭遇する危険性もあることから、本区では、学校から引率教員が競技会場まで引率することとしております」と回答しています。

中学生ですら個人では会場に到達出来ないことが有り得るという意味なのか、大混雑や事件・事故などの発生で、教員引率でも会場に到達できないことも有り得るという意味なのか判然としませんが、おそらくはその両方かも知れません。大混雑や事件・事故が発生する危険性を考えると、児童生徒のオリ・パラ観戦そのものを強行する教育的意義があるのかどうか甚だ疑わしくなってきました。

質問⑥「観戦前に競技会場の外で、入場時間まで長時間待たせることは、暑さ対策上好ましくないと考えるが、児童生徒が優先的に競技会場に入場できると考えて良いかどうか」については、「点呼場所の確保は難しい状況にあるため調整していくと都教委から回答がきています。児童・生徒が優先的に競技会場に入り、集合できる場所を確保できるか、引き続き都教委と連携してまいります」と回答しています。

最悪の場合、一般の観戦者と混じって入場しなければならないという心配もあり、そうなった場合は入場にかかなりの時間かかってしまうという恐れもあります。

質問⑨「学校の教職員が引率する場合、児童生徒及び教職員の観戦チケット及び学校から競技会場までの往復の交通費は公費負担であると考えがどうか」については、「都教委は『都立学校においては、引率教職員のサービスの取り扱いを〔出張〕とする』と回答しています。それ

に準じて、本区の引率教員も『出張』扱いとなり、交通費が支給されます。また、児童・生徒の、学校から競技会場までの最寄りの駅までの交通費は、公費で負担するよう予算要望してまいります」と回答しています。

観戦チケットについての公費負担は既に決定されておりますが、児童・生徒の交通費の公費負担の対応は、各自治体でまちまちになる可能性もあります。

質問③及び質問⑤で、熱中症対策等についての質問に対しては、回答③「熱中症対策として各校が暑さ対策の物品を公費で購入できるよう予算要望しております」、回答⑤「都教委から大会組織委員会に、医療用の飲料水や、不足時の補給用飲料として 750ML 以上の飲料の持ち込み要望しているところです。本区としても、熱中症対策として十分に水分補給ができる体制となるよう、引き続き都教委に要望してまいります」と回答しています。

質問⑪「中学生の場合、各学校 5 名以内のボランティアが募集されたが、それはあくまでも希望であり、各中学校に強制的に割り当てられたものではないと理解しているがどうか」については、「東京 2020 大会における中高生ボランティア体験（仮称）は、都教委の通知には『生徒本人の希望によりボランティア体験に参加するもの』と記載されております。本区においても、本人の意向を最大限尊重し、参加希望者がいる学校のみ、参加希望票を都教委に提出しております」と回答しています。

「うちの学校でもボランティア体験に応募すべきではないか」という校長及び教職員の強い意向が働いて応募したということも考えられます。

中国の湖北省武漢市から発生した新型肺炎（コロナウイルス）の感染拡大が全世界に波及しつつあります。日本政府は、新型コロナウイルスの感染阻止の初期対応を誤り、感染ルートのはっきりしない市中感染が日を追って拡大しています。

2020 東京大会開催そのものが大変危ぶまれています。仮に開催されることになったとしても、無観客試合となる恐れも出ています。最悪の場合は、2020 東京大会の中止で延期なし。次善の策として 1 年後開催に延期も考えられます。いずれにせよ、5 月中には IOC が 2020 東京大会を開催するか否かの最終判断をしなければならないでしょう。

## <当面の予定>

- |          |                      |       |                 |
|----------|----------------------|-------|-----------------|
| 3月20日    | さようなら原発全国集会          | 12:30 | 亀戸中央公園          |
| 4月15日    | 新年度第1回再任用・会計年度任用職員部会 | 15:00 | 東京教組            |
| 4月29日    | 2020中央メーデー           | 10:30 | 代々木公園           |
|          | 2020三多摩メーデー          | 10:30 | 立川市民運動場         |
| 5月 3日    | 5. 3憲法集会             | 11:00 | 有明・東京臨海防災公園     |
| 5月 9日(土) | もしくは10日(日)           |       | 再任用・会計年度任用職員部総会 |

コロナウイルス感染問題の関係で、中止・予定変更等があることが考えられます。